

事務連絡  
令和3年11月9日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、厳格な運用がなされているいわゆる水際対策について、受入責任者となる企業等から、その業所管省庁が申請を受け、事前の審査を行って所用の事項の審査を行うことを前提に、以下の緩和がなされる旨が公表され、国土交通省から本会に対し周知依頼がありました。

1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和  
(10日待機 → 3日待機+7日行動管理)
2. 外国人の新規入国制限の緩和  
(商用・就労の短期滞在+全ての長期滞在)

つきましては、本件措置について貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以上

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、この度、下記の水際対策に係る新たな措置が実施されることが公表されましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

記

1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和について

商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者等について、受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和（10日待機 → 3日待機＋7日行動管理）。

2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、以下の者の新規入国が可能。

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者
- ②全ての長期間の滞在者（※2）

- ※1 建設企業・不動産企業からの申請は、国土交通省宛てに行うこととなります。
- ※2 長期間の滞在者には、技能実習生、外国人建設就労者、特定技能外国人が含まれます。  
ただし、技能実習生等はワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和の対象外です。

<本制度の詳細について（厚生労働省 HP を参照）>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

<建設企業・不動産企業が行う申請について（国土交通省 HP で随時更新）>

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk3\\_000001\\_00001.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html)

<本依頼自体に関する問い合わせ（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

- ※ 制度自体に関するお問い合わせ窓口は、上記の厚生労働省 HP に掲載予定です。
- ※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されておりますとおり、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225までお願い致します。